

【治水】10) 実際に破堤が生じた場合は浸水想定区域図の 1/10 程度と考えられるし、浸水想定区域図から漏れている危険箇所があるのではないかと。

浸水想定区域図は、現況の治水施設等の整備状況下で、河川整備の基本となる降雨（河川整備基本方針において想定している計画降雨）により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、想定される水深と併せて公表することにより、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることなどを目的としています。

また、整備計画で想定している降雨が降った場合の浸水区域の想定も、図-1 に示すとおり、これと同じ手法により実施し、最大浸水区域図として示しています。堤防が整備されていても流下能力の不足箇所では、堤防の決壊等がどこでも起こりうるため、各箇所での堤防の決壊等を想定して、浸水の恐れのある区域を明示することにより、浸水被害の潜在的な危険性を示すものです。

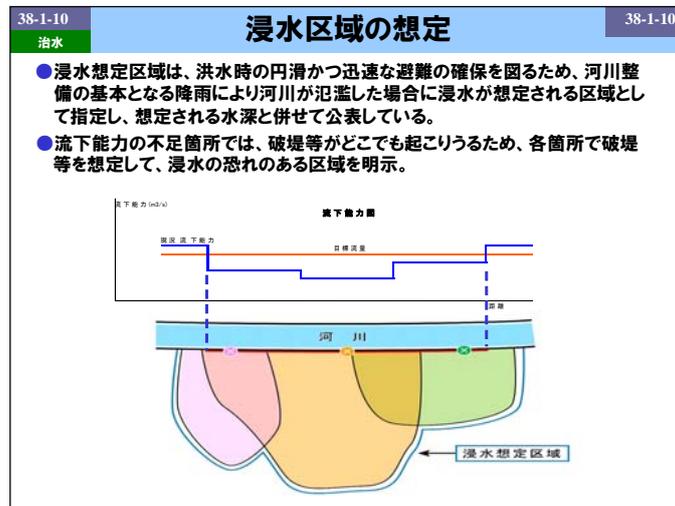


図-1